

敦賀・美浜・若狭地区《税の情報誌》

知らなくちゃ! 税

第 26 号 / 2013 年 2 月



たたき網漁（若狭町）

若狭町の冬の風物詩として江戸時代から続いているといわれる「たたき網漁」。
三方五湖のひとつ、三方湖で行われる漁法で水温が低下し湖底で動きが鈍くなった鯉や鮒を、予め仕掛けた刺し網に水面を叩いて魚を追い込みます。11月中頃から3月末頃まで行われます。
(写真提供／福井県観光連盟)



発行 敦賀税務連絡協議会

ホームページアドレス

<http://www.taxtsuruga.jp>

敦賀納税貯蓄組合連合会
敦賀青色申告会
(公社) 敦賀法人会
敦賀間税会

北陸税理士会敦賀支部
敦賀小売酒販組合
敦賀商工会議所
わかさ東商工会

資料提供

敦賀税務署
福井県嶺南振興局
敦賀市／美浜町／若狭町

この社会あなたの税がいきている



ネットなら便利!

確定申告

申告書の作成は
国税庁ホームページの
**確定申告書等
作成コーナー**
をご利用ください。

○平成24年分所得税の確定申告と納税は、

平成25年2月18日(月)から3月15日(金)まで

(還付申告は2月17日(日)以前でも提出できます。)

○個人事業者の平成24年分消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、

平成25年4月1日(月)まで

平成22年分の課税売上高が1千万円を超えると、平成24年分消費税課税事業者となり、
平成24年分の課税売上高が1千万円以下であっても、消費税等の申告と納税が必要になります。

国税庁ホームページの

確定申告

検索

www.nta.go.jp

「確定申告書等作成コーナー」

所得税

決算書等

で「申告書」を作成してください!

贈与税

消費税

「確定申告書等作成コーナー」を利用して所得税の申告書などを作成すると、次の点で便利です。

- ① 24時間いつでも利用可能です。
- ② 税務署に行く必要がありません。
- ③ 自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ④ データを保存すれば、いつでも作業を再開できます。
- ⑤ 保存したデータは、翌年以降も利用できます。

詳細については、税務署にお尋ねください。 敦賀税務署 0770-22-1010

確定申告会場のお知らせ

■敦賀税務署確定申告会場

場 所	会 場 設 置 期 間	相談受付時間	主 催
敦 賀 税 務 署 申 告 会 場 敦賀市鉄輪町1丁目7番3号(敦賀駅前合同庁舎)	平成25年2月 1日(金)から 平成25年3月15日(金)まで 〔消費税については4月1日(月)まで〕	9:00 ~ 16:00	敦賀税務署

1月31日(木)以前に、確定申告の相談を希望される方は、税務署において相談することができますが、限られた職員で対応しておりますので、お待ちいただく場合があります。

■「住宅借入金等特別控除」申告相談会

場 所	開 催 日	開催時間	主 催
敦 賀 税 務 署 申 告 会 場	平成25年2月 5日(火) ~ 6日(水)	9:00 ~ 16:00	福 井 銀 行
	平成25年2月 7日(木) ~ 8日(金)	9:00 ~ 16:00	敦賀信用金庫
	平成25年2月13日(水) ~ 14日(木)	9:00 ~ 16:00	北陸労働金庫

北陸税理士会敦賀支部

知って納得、税理士のこと。(北陸税理士会 敦賀支部)

氏名	事務所所在地	電話番号	氏名	事務所所在地	電話番号
中村 藤夫	敦賀市津内町	22-1343	森 輝夫	敦賀市神楽町	25-7770
田中 信幸	敦賀市新松島	25-8585	渡辺 征二	敦賀市結城町	22-0019
竹長 徹	敦賀市中央町	24-0855	安久 彰	敦賀市開町	23-0525
西山 了信	敦賀市谷口	22-4226	橋本 勉	敦賀市木崎	23-0215
山形 晃	敦賀市三島	22-2511	松崎 利夫	敦賀市本町	22-0157
濱本 幸雄	敦賀市鞠山	22-2848	辻 達博	敦賀市中央町	21-1355
中村 淳	敦賀市津内町	22-1343	本川 芳宏	敦賀市相生町	21-3307
加藤 智二	敦賀市本町	22-0157	荒本 一俊	敦賀市本町	23-2666
森口 春幸	敦賀市結城町	20-0116	橋本 佳和	敦賀市木崎	23-0215
古坂 貴司	若狭町仮屋	62-2218	大道 永行	敦賀市若葉町	22-5255
竹長 妙	敦賀市中央町	24-0855	中山 忠芳	敦賀市開町	23-3426
山形晃士郎	敦賀市三島	22-2511	金森 文質	敦賀市本町	22-0157
竹内 収平	若狭町持田	64-1885	税理士法人竹長会計	敦賀市中央町	24-0855
税理士法人中村会計	敦賀市津内町	22-1343	税理士法人 TACT	敦賀市結城町	20-0116

毎年2月23日は税理士記念日です。プラザ萬象において無料申告相談会を開会いたします。

場 所	開 催 日	開催時間	主 催
プラザ萬象第3会議室(敦賀市)	平成25年2月22日(金)	9:30 ~ 16:00	北陸税理士会敦賀支部

北陸税理士会成年後見支援センター開設!!

●電話による相談

《実 施 日》毎週月曜日(祝日及び年末年始等除く) 《実施時間》10:00 ~ 12:00 (受付は11:30まで)

《対 象 者》成年後見制度利用者及び成年後見制度希望者

《受付方法》電話076-223-1841 による受付後、相談担当者を紹介いたします。

公的年金等を受給している方へ (平成 23 年分以後の所得税について適用)

平成 23 年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

- ※ 所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ※ 所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関して詳しいことはお住まいの市町におたずねください。



扶養控除等の改正 (平成 23 年分以後の所得税について適用)

平成 23 年分の所得税から、扶養控除が改正されていますのでご注意ください。

- 控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上の方とされ、年齢 16 歳未満の方に対する扶養控除が廃止されています。ただし、個人住民税の非課税限度額の算定に必要となりますので、その扶養親族の氏名を、所得税確定申告書第二表の住民税・事業税に関する事項の住民税「16 歳未満の扶養親族」欄にご記入ください。
- 年齢 16 歳以上 19 歳未満の方に対する扶養控除については、扶養控除の額が 63 万円から 38 万円に改正されています。



平成26年1月から記帳・帳簿等の 保存制度の対象者が拡大されます



個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の合計額が 300 万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成 26 年 1 月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要のない方を含みます。）について必要となります。

**税についてのご相談は
正規の税理士に！**

年齢確認にご協力を!

酒販店では、未成年者飲酒防止の取り組みの一環で、「20 歳以上の年齢である事を確認できない場合には、酒類を販売いたしません」との告知ポスターを掲げております。

未成年者の飲酒は、身体にさまざまな悪影響があります。大人になったら、仲間と楽しく適正な飲酒をいたしましょう。

未成年者 飲酒防止の 5つの理由

1. 「脳の機能を低下」させるおそれがあります。
2. 肝臓をはじめとする「臓器に障害」を起こしやすくなります。
3. 「性ホルモンに異常」が起きるおそれがあります。
4. 「アルコール依存症」になりやすくなります。
5. 「未成年者の飲酒を禁じる法律」があります。

敦賀納税貯蓄組合連合会

納税資金の備蓄
振替納税の利用



お願い!

消費税の納税は期限内に

- 消費税は、消費者からの預かり金的性格を有する税です。
事業資金とは区別し、納税のために備蓄をして、納期限までに確実に納税をしましょう。
- 個人事業者の消費税は、所得税やその他の公共料金と同じように振替納税が利用できます。納税準備預金や納税資金を積立てている口座などご指定の預貯金口座から自動的に納付することができますので、とても便利です。

詳しくは、税務署又は金融機関の窓口でお尋ねください。

消費税期限内納付運動実施中!

★納税貯蓄組合は、納税資金の備蓄と国税、地方税の期限内納付を促進することを目的とする団体です。

納税は安全・便利で確実な口座振替で!

ご利用に当たっては、「預金口座振替依頼書」の提出が必要です。
(ただし、過去に提出済の方は改めて提出する必要はありません。)

平成 24 年分確定申告は

所得税の場合

3月15日(金)が納付期限ですが
振替納税を利用すると

4月22日(月)

にご指定の口座から振替納付されます。

消費税及び地方消費税の場合

4月 1日(月)が納付期限ですが
振替納税を利用すると

4月24日(水)

にご指定の口座から振替納付されます。

(注) 預貯金の不足等で振替できなかった場合、納付期限の翌日から納付日まで延滞税がかかります。

敦賀青色申告会

個人事業者対象

平成 24 年分確定申告個別相談会

相談日 2 月 22 日(金) 午前 9 時～午後 4 時
3 月 4 日(月) 〃

会 場 敦賀商工会館 2 階会議室

相談員 北陸税理士会敦賀支部所属税理士他

相談料 有料

■お問い合わせ先：敦賀青色申告会事務局
(神楽町 2-1-4 敦賀商工会議所内 TEL23-6794)

敦賀商工会議所

個人事業者対象

平成 24 年分確定申告個別相談会

相談日 2 月 25 日(月)～3 月 1 日(金)

時 間 午前 9 時～午後 4 時

会 場 敦賀商工会館 2 階会議室

相談員 北陸税理士会敦賀支部所属税理士他

相談料 有料

■お問い合わせ先：敦賀商工会議所 経営支援・地域振興グループ
(神楽町 2-1-4 TEL22-2611)

福井県からのお知らせ

自動車の名義変更や廃車手続きを忘れずに



自動車税は毎年 4 月 1 日現在の登録に基づき課税されます。自動車を売却したり廃車したりしても登録手続きをしないと、使用していない車にいつまでも課税されることになります。自動車を売却や廃車した場合は、必ず運輸支局で移転登録や抹消登録をしてください。

《登録についてのお問い合わせ先》 中部運輸局福井運輸支局 電話 050 (5540) 2057

障害をお持ちの方に対する自動車税等の減免制度について



県では、一定の要件に該当する身体障害者、知的障害者および精神障害者の方などが日常生活を営む上で不可欠な自動車について、自動車税および自動車所得税の減免をしています。

減免制度の詳細については嶺南振興局税務部までお尋ねください。

《お問い合わせ先》 嶺南振興局税務部課税課 電話 0770 (56) 2223

免税軽油の申請について



2 月から 4 月は農業をされる方の申請が多いため、免税証の発行までに時間がかかります。余裕を持って、免税証が必要となる 1 ヶ月前には申請をしてください。

申請や免税証の受け取りは郵便ですることもできます。窓口までお越しいただく手間が省けるほか手続きに係る日数も短縮できます。

免税軽油の手続きは福井県税事務所軽油引取税課にお問い合わせください。

《お問い合わせ先・郵送での提出先》 福井県税事務所軽油引取税課
〒910-8555 福井市松本 3 丁目 16-10 電話 0776 (21) 0010
※申請の受付は嶺南振興局税務部および二州県税相談室の窓口でも行っています。

「中小企業支援ネットワーク強化事業」

小規模事業者の経営課題の解決・経営力向上を支援！ 窓口相談・専門家派遣を実施しています。

「ネット de 記帳 導入支援」

インターネットで出来る経理システムの導入を支援します。

お気軽にご相談ください。

■ お問い合わせ先：わかさ東商工会

(本所)0770-45-0222 (美浜支所)0770-32-0121 (上中支所)0770-62-0088

個人住民税と所得税の扶養控除額について

平成 25 年度個人住民税、平成 24 年中所得税の扶養控除額は以下のとおりです。

上記の個人住民税と所得税は、平成 24 年 1 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日までの収入額を基に計算します。

個人住民税・所得税の扶養控除、障害者控除等一覧表

区 分			住民税控除額	所得税控除額
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	—	33 万円	38 万円
	老人控除対象配偶者	70 歳以上	38 万円	48 万円
扶養控除	一般（年少）扶養親族	16 歳未満	0 万円（※ 3）	0 万円（※ 3）
	特定扶養親族	16 ～ 18 歳	33 万円	38 万円
		19 ～ 22 歳	45 万円	63 万円
	一般（成年）扶養家族	23 ～ 69 歳	33 万円	38 万円
	老人扶養親族（70 歳以上）	同居以外	38 万円	48 万円
		同居	45 万円	58 万円
障害者控除	普通障害者		26 万円	27 万円
	特別障害者		30 万円	40 万円
	同居特別障害者		53 万円	75 万円

※1 扶養控除を受けられる方は、所得で38万円以下の方となります。

※2 配偶者の場合、所得で38万円超～76万円未満の方については、配偶者特別控除を受けることができます。

※3 個人住民税は、非課税制度があり、その対象者であるかどうかを判断するために16歳未満の扶養親族の人数も市町が把握する必要があります。このため、住民税申告書や確定申告書、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に「年齢16歳未満の扶養親族」の方の記載を忘れずにお願いします。

(公社) 敦賀法人会

敦賀法人会は時代を担う青少年の租税教育の推進と
地域社会の健全な発展と活性化に貢献することを目的として活動を展開しております。



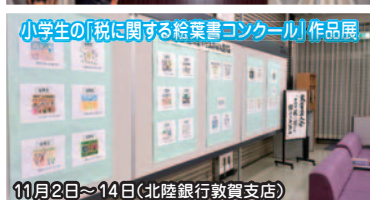
会員ふれあい旅行 10月25日



各種講演会、コンサート



税務税制セミナー(年4回)



小学生の「税に関する絵葉書コンクール」作品展
11月2日～14日(北陸銀行敦賀支店)

税金教室

次代を担う子供たちに税の大切さを少しでも理解してもらうため、本年度は青年部が中心となって管内 10 校の小学 6 年生の税金教室を担当いたしました。



本年度は11月28日若狭町気山小での開催をかわきりに税金教室を開催いたしました。

税金によって、現在の自分たちの安心や安全が確保され、快適な生活が支えられていることに気付いてもらいたいと思い、取り組んでいます。そして、この税金教室を、税金の大切さや重要性を考える「きっかけ」にしていただき、子供たちがすばらしい未来を築いていくことを願っています。

青年部会長 矢田耕平

敦賀間税会

創立 40 周年研修旅行

平成 24 年 10 月 14 ～ 15 日

敦賀間税会では昨年 10 月 14 ～ 15 日の 2 日間、創立 40 周年研修旅行を実施しました。

初日は蓼科高原バラクライングリッシュガーデン、パワースポット御射鹿池を散策。2 日目には今回の旅行のメインとなる伊那食品工場を見学。地場産業の寒天を利用して食品から医療関係の分野まで幅広く手がけ、世界市場にまでシェアを伸ばす企業として知られており、当日は代表である塚越社長から直接、経営のノウハウの講義を受けるなど、大変みのりある旅行となりました。



伊那食品 塚越社長

